

受験対象者がぐっと限定されるケアマネ試験

■受験資格「国家資格」などに限定

最大の変更点といえるのは、30年度のケアマネ試験から受験できる資格がぐっと限定される点。端的に言えば、「国家資格を持つ人か、施設で相談援助業務に携わる人」だけに限られる。

国家資格とは次の資格を指す。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士

「特定施設入居者生活介護」や「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「介護老人福祉施設」「介護予防特定施設入居者生活介護」で生活相談員として活動した人も対象となる。

同様に「介護老人保健施設」の支援相談員や、「障害児相談支援」などの相談支援専門員、「生活困窮自立相談支援事業」の主任相談支援員も、受験資格が得られる。

いずれの資格保持者も「5年以上かつ900日以上業務に従事している」という条件を満たす必要がある。

ただし、生活相談員であっても、高齢者向けのデイサービスなどに勤務している場合は受験資格になるとは限らない。「デイの生活相談員が受験資格になるかどうかについては、各都道府県の判断に任せている」（厚生労働省老健局振興課）。

一方、昨年度までは旧ホームヘルパー1級や同2級、介護職員初任者研修を修了した人なども、「5年以上かつ900日以上」の実務経験があれば受験資格を得られたが、今年度の試験からは認められない。介護業務に「10年以上かつ1800日以上」関わった人であっても、今年度からは受験資格は得られない。

■介護福祉士であれば受験資格が得られるが…

既に述べた通り「介護福祉士」で「5年以上かつ900日以上」の経験があれば、受験資格は得られる。

ここで注意しなければならないのは、「5年以上かつ900日以上」の対象となる期間に関して対象となるのは、あくまで介護福祉士として働いた期間に限られる。逆に言えば、介護福祉士となる前の実務経験は含まれない。

■「5年以上かつ900日以上」にカウントされない業務とは？

さらに他の受験資格でも、「5年以上900日以上」の対象とならない業務がある。

実務としてカウントされるのは、あくまで「要援護者に対する直接的な業務」。そのため、例えば医師や看護師が学校で教員として働いていた期間は「5年以上かつ900日以上」に含まれない可能性が高い。薬剤師が薬の研究開発や化粧品の販売などに携わっていた期間や、栄養士が一般企業の社員食堂で働いていた期間も同様。

■法改正に伴い、出題範囲も変更

試験の出題範囲も今年度から変更となる。

具体的には、今年4月の介護保険法改正に伴い誕生した介護医療院の意義や目的、利用者の特性、サービスの内容などで構成される「介護医療院サービス方法論」が加わる。その一方、これまでは出題範囲に含まれていた「介護予防訪問介護方法論」と「介護予防通所介護方法論」は削除された。

ケアマネジャーのための専門サイト

【ケアマネジメントオンライン】